

「阪神北公民連携スキルアップセミナー等実施業務に係る公募型プロポーザルの参加者募集」に係る質問への回答

	質問趣旨	回答
1	登記簿謄本および納税証明書については、いずれも「発行から3ヶ月以内のもの」とあるが、これらは写しでの提出でも差し支えないか。	登記簿謄本および納税証明書については、写しの提出でも差し支えありません。